

# 民事執行センターのご案内

〒152-8527 東京都目黒区目黒本町2丁目26番14号 東京地裁民事執行センター(Tel.03-5721-4630(総合案内))

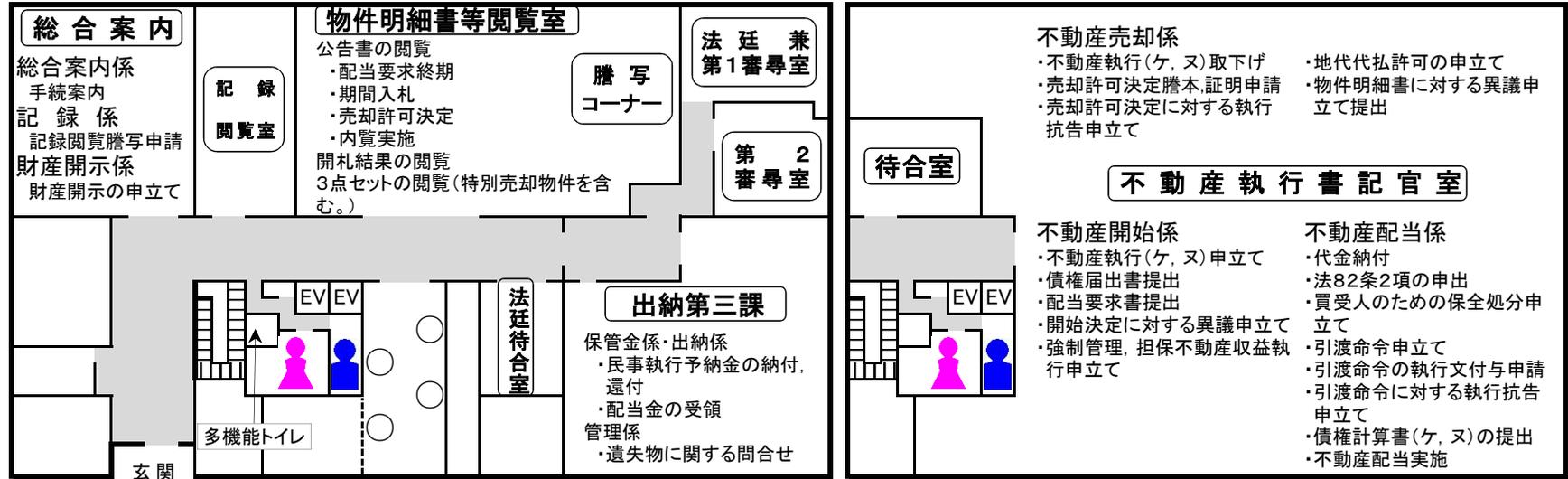
## 1階

## 3階

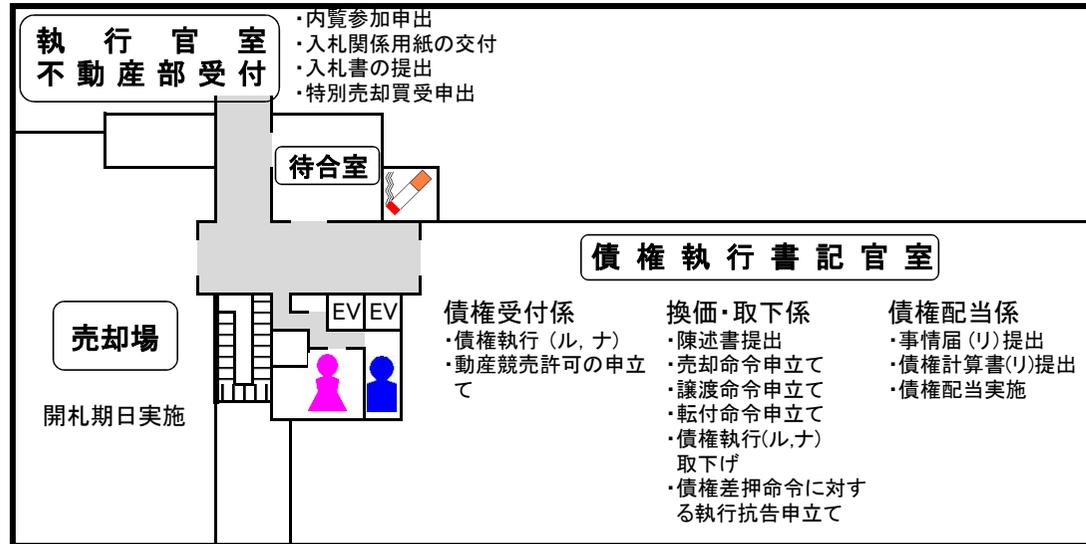
### あなたのご用件は？

- 執行手続一般について聞きたい  
1階の総合案内係
- 債権差押え(執行)の申立てをしたい  
2階の債権受付係へ
- 不動産競売(執行)の申立てをしたい  
3階の不動産開始係へ
- 執行抗告状を提出したい
  - ・債権差押命令に対して  
2階の換価・取下係へ
  - ・売却許可決定に対して  
3階の売却・取下係へ
  - ・引渡命令に対して  
3階の不動産配当係へ
- 提出した債務名義等を返して欲しい
  - ・債権差押え  
2階の換価・取下係へ
  - ・不動産競売  
3階の売却・取下係へ
- 執行事件の当事者等が記録を閲覧したい  
1階の記録係へ
- 競売不動産を買い受けたいが、
  - ・売却に付されている物件の情報を入手したい  
1階の物件明細書等閲覧室へ
  - ・実施される内覧に参加したい  
2階の執行官室不動産部受付へ
  - ・入札するための用紙が欲しい  
2階の執行官室不動産部受付へ
  - ・入札書を提出したい  
2階の執行官室不動産部受付へ
  - ・開札期日に臨席したい  
2階の売却場へ
  - ・売却許可になったかどうか確認したい  
1階の物件明細書等閲覧室へ  
(但し売却決定期日から2週間)
- 不動産競売で購入した不動産の代金を納付したい  
3階の不動産配当係へ

※執行センター内で印紙・郵便切手を購入することはできません。



## 2階



- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 喫煙室

ご注意ください  
 動産執行、不動産引渡執行(引渡命令の執行を含む。), 保全処分の執行の申立ては、霞が関庁舎の執行官室執行部(Tel.03-3581-5028)で取り扱います。代替執行、間接強制に関する事務は、霞が関庁舎の民事9部内民事21部代替執行係(Tel.03-3581-5411(内)3424)で取り扱います。